

# 令和4年度指導監査等の実施結果

社会福祉法人、社会福祉施設等  
介護保険施設、障害者支援施設  
障害児（者）福祉施設、介護保険居宅サービス等  
障害福祉サービス等、障害児通所支援、  
医療機関(病院、有床診療所)

群馬県健康福祉部監査指導課

－ 目 次 －

**I 福祉施設等への指導監査**

1 指導監査の概要	1
2 令和4年度の指導監査について	2
3 指導監査の実施概要	29
(1) 社会福祉法人	29
(2) 社会福祉施設等、介護保険施設、障害児(者)福祉施設	29
(3) 介護保険居宅サービス事業所、障害福祉サービス事業所等	30
4 指導監査の実施状況・結果	33
(1) 社会福祉法人	33
(2) 社会福祉施設	34
(3) 介護保険施設	35
(4) 障害児(者)福祉施設	36
(5) 居宅サービス事業所	37
(6) 介護予防サービス事業所	38
(7) 障害福祉サービス事業所等	39
(8) 障害児通所支援事業所	40
4-2 文書指摘の内容	41
(1) 社会福祉法人	41
(2) 社会福祉施設	41
(3) 介護保険施設	41
(4) 障害児(者)福祉施設	41
(5) 介護保険(介護予防)居宅サービス事業所等	42
(6) 障害福祉サービス事業所等	44
(7) 障害児通所支援事業所	46
5 特別監査等の実施状況	47
6 業務管理体制	48
7 集団指導	49

**II 医療機関への立入検査**

1 立入検査の概要	50
2 病院の立入検査の実施状況・結果	50
3 診療所の立入検査の実施状況・結果	51



# I 福祉施設等への指導監査

## 1 指導監査の概要

県では、法令等に基づき、県が所管する社会福祉法人や社会福祉施設、事業所への指導や監査（以下「指導監査」という。）を行っています。

### (1) 指導監査の対象

- ・社会福祉法人（社会福祉協議会を含む。）
- ・保護施設等（救護施設、無料低額宿泊所、婦人保護施設）
- ・老人福祉施設（養護老人ホーム、軽費老人ホームに限る。）
- ・介護保険施設（特別養護老人ホームを含む。）
- ・介護保険居宅サービス事業所等
- ・障害児(者)福祉施設
- ・障害福祉サービス事業所等（訪問系、通所系、居住系、相談支援）
- ・障害児通所支援事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）

### (2) 指導監査の3類型

#### ①通常の場合（一般監査、実施指導）

法人や施設等を定期的に訪問し、現地確認や聞き取りをしながら、助言や指導を行うものです。実施する頻度は、障害児福祉施設は毎年、その他は3年に1回です。

#### ②特別の場合（特別監査、監査）

上記①の結果や苦情・通報などにより、重大な法令違反や基準違反などが疑われる場合に、随時行うものです。

（参考）指導監査の名称は、根拠法令によって使い分けられています。

指導監査の対象	①通常の場合	②特別の場合
社会福祉法人、社会福祉施設	「一般監査」	「特別監査」
介護保険施設、障害福祉サービス事業所等	「実地指導」	「監査」

#### ③集団指導

同種事業の施設等の担当者に、一つの会場に集まっていただき（またはWebによる）、講習・説明会形式の指導を行うものです。法令や基準等の改正のポイントや、報酬請求時に間違いやすい点などを中心に集団指導を実施しています。

### (3) 指導監査の結果

#### ①一般監査・実地指導の結果

軽微な違反等があった場合は注意事項（法人は口頭指摘）、重要な違反等の場合は指摘事項（法人は文書指摘）として通知し、改善結果や改善状況の報告を求めます。

#### ②特別監査・監査の結果

違反や不正の程度により、勧告又は行政処分（効力停止や指定取消など）を行うことがあります。

#### **(4) 所管課及び市町村との連携**

指導監査の実施に当たっては、県の所管課（法人・施設等を所管している健康福祉課・介護高齢課・障害政策課）や市町村と情報の共有と交換を行い、指導方針の整合を図っています。

#### **(5) 指導監査の情報公開**

群馬県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、指導監査の結果通知及びこれに対応する改善報告について、個人情報を除き開示しています。

#### **(6) 業務管理体制の監督について**

介護及び障害サービス事業者（法人）に法令遵守等の体制（業務管理体制）の整備が義務づけられています。事業者は介護高齢課又は障害政策課に業務管理体制の届出を提出し、監査指導課は一般検査及び特別検査を実施します。

##### **①一般検査**

業務管理体制の届出内容を確認するため、県が監督するすべての事業者を対象に実施し、事業者の取組みについて確認します。

##### **②特別検査**

指定事業所等の指定等取消相当の事案が発覚した場合に、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証します。

## **2 令和4年度の指導監査について**

次の実施方針に基づき、指導監査を行いました。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の警戒度（現「警戒レベル」のこと）の引き上げ等に伴い、実地による指導監査を中止していた期間がありました。中止していた期間中は、事前提出資料を確認し、電話等による聞き取りを行うほか改善すべき事項を伝え、書面監査等として実施しました。

- ・ 令和4年度社会福祉法人に対する指導監査実施方針
- ・ 令和4年度社会福祉施設等に対する指導実施方針
- ・ 群馬県社会福祉法人指導監査実施要綱
- ・ 群馬県社会福祉施設等指導監査実施要綱
- ・ 群馬県介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱
- ・ 群馬県障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱

# 令和4年度社会福祉法人に対する指導監査実施方針

令和4年4月1日  
健康福祉部監査指導課

## I 基本方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）の適正な運営及び円滑な事業の実施を確保するとともに、利用者の尊厳を保持し、質の高いサービスの提供が図られるよう、次の事項を柱として指導監査を実施する。

- 1 法令や通知等に定められた遵守すべき事項について、法人の運営の状況を確認・検査するため、一定の周期、あるいは必要に応じて実施する。
- 2 法人に対し改善すべき事項について根拠を示して指導し、自主的に改善に取り組むよう意識の醸成を図る。
- 3 単に問題点を指摘するだけでなく、適正な法人運営に資する助言を行い、法人の運営体制のさらなる強化を支援する。
- 4 サービスの向上や業務改善に繋がる事例を収集し、法人に対して情報提供を行う。

## II 重点項目

- 1 経営組織のガバナンスの強化
  - ・法人運営に参画できない者を評議員又は役員として名目的に選任していないか。
  - ・評議員会で必要な事項を決議しているか。
  - ・理事長及び業務執行理事は、法令又は定款に定めるところにより、自己の職務の執行状況を理事会に報告しているか。
  - ・理事への権限の委任は、規程等に基づき、適正に行われているか。
  - ・監事の責務（理事の職務の執行の監査、理事会への出席、監査報告書の作成等）が履行されているか。
  - ・評議員及び役員の報酬について、支給基準は適正か。  
また、支給基準を定めている場合、評議員会の承認を得ているか。
  - ・法人の関係者（評議員、理事、監事、職員、親族等）に対して特別な利益を与えていないか。
- 2 財務規律の強化
  - ・法令等に基づき、計算書類等が適正に作成されているか。
  - ・経理規程等が整備され、その規定に基づき、会計事務が行われているか。
  - ・現金や通帳等の管理、出納手続き等について、内部牽制体制が確立されているか。
  - ・所有する資産の管理が通知等に基づき、適正に行われているか。
  - ・契約が通知等に基づき、適正に行われているか。
- 3 法人運営の透明性の確保
  - ・定款、役員等報酬規程、現況報告書、計算書類等を財務諸表等電子開示システムにより所轄庁に報告し、公表しているか。
  - ・計算書類等は適正に記載されているか。また、経営状態は健全か。

# 令和4年度社会福祉施設等に対する指導監査実施方針

令和4年4月1日  
健康福祉部監査指導課

## I 基本方針

社会福祉施設、障害福祉サービス事業及び介護サービス事業等の適正な運営及び円滑な事業の実施を確保するとともに、利用者の尊厳を保持し質の高いサービスの提供が図られるよう、次の事項を柱として指導を実施するものとする。

**集団指導**：制度や関係法令の周知及び理解の促進を図る。

**指導監査**：個々の施設等の状況を把握し、必要な助言や情報提供により適正な運営を図る。

**監査**：悪質な違反等に対して機動的かつ適切な権限行使を行う。

## II 重点項目

### 1 利用者保護とサービスの質の確保・向上

#### (1) 適正なサービスの提供

- ・アセスメント等に基づく**サービス計画の作成**
- ・計画に基づく**サービスの提供**
- ・モニタリング等による**計画の見直し**

#### (2) 虐待防止・身体拘束の適正化

- ・**虐待防止対策**の実施  
(虐待防止委員会や研修の定期的な開催、担当者の配置、労働環境の整備等)
- ・虐待等発見時の**通報・通告の体制**が取られているか。
- ・**身体拘束適正化**の取り組み  
(指針の整備、適正化委員会や研修会の定期的な開催等)
- ・三原則を踏まえた**身体拘束時**の適正な手続きや記録

#### (3) 安全対策の体制整備と徹底

- ・**感染症対策**に係る体制の整備  
(指針の整備、委員会の開催、研修・訓練)
- ・感染症発生時の適切な対応
- ・**事故防止対策**(設備の整備や研修の実施等)
- ・事故発生時の報告・再発防止のための対応
- ・火災、地震、風水害、土砂災害等に対する適切な**避難確保等**の取り組み  
(避難訓練、避難計画)
- ・不審者対策その他防犯に対する適切な取り組み
- ・利用者の**健康管理**  
(褥瘡の予防と治療、バイタルチェック・脱水予防等)
- ・業務継続計画の策定と取り組み

### 2 報酬等の適正な取扱い

- ・基準条例や報酬告示等に定める職員の資格及び員数
- ・報酬告示等に基づく適切な報酬等の算定
- ・報酬等の改定に伴う新たな基準による要件に適合したサービスの提供
- ・処遇改善等に係る給付費の報酬告示等に基づく使途

※ 群馬県社会福祉施設等指導監査実施要綱第6（指導監査実施方針）、群馬県障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱第4の4（指導の実施方針）及び群馬県介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱第4の4（指導の実施方針）に基づき、社会福祉施設、障害福祉サービス事業所及び介護サービス事業所等に対する指導実施方針を定めるもの。

※ 集団指導は、介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者等を対象とする。

## 群馬県社会福祉法人指導監査実施要綱

### 1 指導監査の目的

社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項の規定により、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るものである。

### 2 指導監査の類型

- (1) 指導監査は、一般監査と特別監査とし、いずれも実地において行う。ただし、一般監査については、公衆衛生上、感染症のまん延を防止する必要性が極めて高く、実地においてこれを行うことが困難であるものとして、厚生労働省社会・援護局長が定めるところにより、実地によらないことができるものとする。
- (2) 一般監査は、一定の周期で実施する。その実施に当たっては、年度当初に指導監査の方針、指導監査の対象とする法人及び指導監査の実施の時期等を内容とした指導監査の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を策定した上で、別紙「指導監査ガイドライン」に基づき実施する。
- (3) 特別監査は、運営等に重大な問題を有する法人を対象として、随時実施する。その実施に当たっては、別紙「指導監査ガイドライン」に基づいて行うほか、当該問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行う。

### 3 一般監査の実施の周期

- (1) 毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、以下の事項を満たす法人に対する一般監査の実施の周期については、3箇年に1回とする。
  - ア 法人の運営について、法令及び通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。
  - イ 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。

なお、法人に対する一般監査と施設又は事業（以下「施設等」という。）に対する監査（以下「施設監査」という。）との実施の周期が異なる場合において、これらの監査を併せて実施することが県及び法人にとって効率的かつ効果的であると認められること等特別の事情のあるときは、監査の実施の周期を3箇年に1回を超えない範囲で設定することができる。ただし、その場合には、法人の理解と協力が得られるよう十分に配慮するものとする。
- (2) (1)にかかわらず、(1)のア及びイに掲げる事項について問題が認められない法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次の各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、一般監査の実施の周期を、各号に掲げる周期まで延長することができる。
  - ア 法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定



適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5箇年に1回

イ 会計監査人を設置していない法人において、法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5箇年に1回

ウ 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として「会計監査及び専門家による支援について」（平成29年4月27日付け社援基発0427第1号 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）（以下「福祉基盤課長通知」という。）に定めるものが提出された場合 4箇年に1回

(3) (1)にかかわらず、(1)のイ及びウに掲げる事項について問題が認められない法人のうち(2)に掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当する場合にあっては、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると判断されるときは、一般監査の実施の周期を4箇年に1回まで延長することができる。

ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合においては、法人全体の受審状況を勘案して判断する。）又はISO9001の認証取得施設を有していること。

イ 地域社会に開かれた事業運営が行われていること（例えば、福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われていること等。）。

ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。

(4) 新たに設立された法人に対する一般監査については、設立年度又は次年度において、当該法人の設立後速やかに実施するものとする。

(5) 法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合については、実施計画にかかわらず、必要に応じて指導監査を実施する等適切に対応するものとする。

#### 4 指導監査事項の省略等

(1) 法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人並びに法第45条の19に規定する会計監査人による監査に準ずる監査を実施している法人については、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合には、別紙「指導監査ガイドライン」のⅢ「管理」の3「会計管理」に関する監査事項を省略することができる。

ただし、「除外事項を付した限定付適正意見」である場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、指導監査において確認するものとする。

(2) 専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援や財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人については、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として福祉基盤課長通知に定めるものにより、会計管理に関する

事務処理の適正性が確保されていると判断される場合には、別紙「指導監査ガイドライン」のⅢ「管理」の3「会計管理」に掲げる監査事項を省略することができる。

- (3) (1)の会計監査及び(2)の専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援を受けている法人に対する指導監査を実施するに当たっては、別紙「指導監査ガイドライン」のⅠ「組織運営」に掲げる項目及び監査事項に関して、会計監査を行った者又は専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として福祉基盤課長通知に定めるものの内容を活用し、効率的な実施を図るものとする。

## 5 一般監査の実施

- (1) 一般監査の実施に当たっては、原則として一般監査実施日の1か月前までに、法人の代表者あて、実施日時及び実施方法のほか必要な事項を示した文書で通知する。
- (2) 法人は、上記5(1)により、事前の資料提出を求められた場合は、通知に従い、指定された期日までに提出しなければならない。
- (3) 法人の運営等に問題が生じた場合又は生じるおそれがあると認められる場合には、上記5(1)によらず、立ち入る際に通知を提示する等の方法により行うことができる。
- (4) 一般監査は、原則として2名以上で行い、終了後は法人の代表者等に結果を講評し、改善が必要な事項を伝達する。ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合など、状況によっては、改善が必要な事項の伝達は行わず、確認した上で通知する等の方法により、伝達することができる。
- (5) 一般監査の効果を高めるため、必要に応じて所管課職員、関係行政機関職員及び法人に関係する者に一般監査への立ち会いを求め又は必要な事項を調査することができる。

## 6 特別監査の実施

- (1) 特別監査の実施に当たっては、法人の代表者あて、実施日時及び実施方法のほか必要な事項を示した文書で通知する。ただし、上記1の指導監査の目的を達成するため、特別監査を効果的に実施する観点から、立ち入る際に通知を提示するなどの方法により行うことができる。
- (2) 特別監査は、監査指導課が行うほか、所管課が同行して行うことができる。
- (3) 特別監査は、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ、改善されるまで継続的に実施することができる。
- (4) 特別監査の終了後は、法人の代表者等に結果を講評し、改善が必要な事項を伝達する。ただし、状況によっては、その場での講評は行わず、別途関係者を招致して行うことができる。
- (5) 特別監査の効果を高めるため、必要に応じて所管課職員、関係行政機関職員及び法人に関係する者に特別監査への立ち会いを求め又は必要な事項を調査することができる。

## 7 指導監査の結果及び改善状況の報告

- (1) 指導監査の結果に基づいて行う法人への指導は、以下のとおり実施する。
- ア 法令又は通知等の違反が認められる場合
- (ア) 違反が認められる事項については、原則として、改善のための必要な措置（以下「改善措置」という。）をとるべき旨を文書により指導すること（文書指摘）。また、改善措置の具体的な内容について、期限を付して法人から報告をさせ、県が必要と認める場合には、法人における改善状況の確認のため、実地において調査を行うことができること。

(イ) 違反の程度が軽微である場合又は違反について(ア)の指導を行わずとも改善が見込まれる場合は、口頭により指導すること(口頭指摘)ができること。

#### イ 法令又は通知等の違反が認められない場合

法人運営に資するものと考えられる事項についての助言を行うことができること。

なお、アの(イ)及びイの指導を行う場合は、法人と指導の内容に関する認識を共有できるよう配慮する。

- (2) (1)の指導に際しては、常に公正不偏かつ懇切丁寧であることを旨とし、単に改善を要する事項の指導にとどまることなく、具体的な根拠を示して行うものとする。  
また、法人との対話や議論を通じて、指導の内容に関する真の理解を得るよう努め、自律的な運営を促すものとする。
- (3) (1)の指導を行った事項について改善が図られない場合には、法第56条第4項又は第58条第2項の規定に基づき、改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告(以下「改善勧告」という。)をする等所要の措置を講ずる。
- (4) (3)の改善勧告を受けた法人が、当該勧告に従わなかったときは、法第56条第5項の規定に基づき、その旨の公表をする等所要の措置を講ずる。
- (5) (3)の改善勧告を受けた法人が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、法第56条第6項又は第58条第3項の規定に基づき、当該勧告に係る措置をとるべき旨の命令(以下「改善命令」という。)をする等所要の措置を講ずる。
- (6) (5)の改善命令に従わないときは、法第56条第7項及び第8項の規定に基づく業務の全部若しくは一部の停止の命令、役員解職勧告又は解散命令等も検討の上、適切な改善措置を速やかに実施する。
- (7) 指導監査の結果の開示は、法人運営の適正化のみでなく、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資することも目的としていることを踏まえ、群馬県情報公開条例に基づく開示請求に対しても積極的に閲覧を可能としておく体制を整えるものとする。

### 8 指導監査の結果の報告

実施した各年度の指導監査の結果(管内市(指定都市及び中核市を除く。)が実施した指導監査の結果を含む。)については、厚生労働省の定めるところにより、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課に報告する。

### 9 関係機関等との連携等

- (1) 法人運営と施設等の運営とは相互に密接な関係を有するものであることから、法人の指導監査を行うに当たっては、当該法人の施設等が所在する区域の市町村に必要な情報又は資料の提供その他必要な協力を求める等、十分に連携を取りながら実施する。
- (2) 当該法人の施設等が県内に所在し、法人に対して適切な措置をとる必要があると認めるときは、法人を所管する市に対し、その旨の意見を述べるものとする。
- (3) 指導監査の過程において、県が処分権限を有さない法令又は通知(労働関係法令、消防関係法令等)に関する違反の疑いのあるものを発見した場合は、県の所管課又は当該法人の施設等が所在する区域の市町村と十分に連携を図りながら、法人に対して管轄機関への確認を促す等の指導を行う。その際、法人と指導内容の認識を共有できるよう配慮するとともに、必要に応じて、処分権限を有する関係機関へ通報する等の措置をとることにより、適切に対応するものとする。

## 群馬県社会福祉施設等指導監査実施要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、社会福祉法、生活保護法、売春防止法、老人福祉法及び児童福祉法（以下「各法」という。）の規定に基づき、県が社会福祉事業を経営する者、保護施設の管理者並びに婦人保護施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、障害児入所施設及び児童発達支援センターの長（以下「施設等」という。）に対して実施する指導監査について、必要な事項を定める。

### (指導監査の目的)

第2 指導監査は、各法をはじめ労働基準法、消防法などの関係法令に照らし、運営基準等の適合状況及び県が別に定める方針等に対する実施状況等について個別的に明らかにし、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、施設等の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者処遇の向上を図り、もって地域福祉のより一層の増進に寄与することを目的とする。

### (指導監査の対象)

第3 指導監査の対象及び指導監査の根拠法令は、別紙1「指導監査対象区分」とおりとする。

### (指導監査の実施機関)

第4 指導監査は、監査指導課が実施する。ただし、必要に応じ、所管課等と合同で実施することができるものとする。

### (指導監査類型)

第5 指導監査は、以下の類型とする。

#### 1 一般監査

一般監査は、指導監査事項全体について、施設等に立ち入って行う指導監査をいう。ただし、過去の指導監査や事前に提出された資料等から、特に運営上の問題がないと認められる施設等に対しては、あらかじめ指導監査事項を一部省略して実施することができるものとする。

また、一般監査については、公衆衛生上、感染症のまん延を防止する必要性が極めて高く、実地においてこれを行うことが困難であると判断される場合、実地によらないことができるものとする。

なお、一般監査において改善すべき事項が認められ、施設等から改善状況報告書等が提出された場合にあっては、書面によるほか必要に応じ、実地で確認する指導監査を行うものとする。

#### 2 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に、特定の指導監査事項を定め、重点的かつ改善が図られるまで継続的又は随時に行う指導監査をいい、実地において行う。

- (1) 施設等が、法令に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くために、当該施設等の経営等に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 度重なる一般監査によっても改善の措置が認められないとき。
- (3) 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき。

### (指導監査実施方針)

第6 指導監査を重点的・効果的に行うため、社会福祉行政の動向を踏まえ、指導監査の重点項目を掲げる「社会福祉施設等に対する指導監査実施方針」を、毎年度当初に

別に定める。

(一般監査の実施)

第7 一般監査は、次のとおり実施する。

- 1 一般監査の実施に当たっては、一般監査実施計画を策定することとし、実施周期は原則3年に1回とする。ただし、救護施設は原則2年に1回とする。
- 2 一般監査を実施する際は、原則として一般監査実施日の1か月前までに、施設等の代表者あて、実施日時及び実施方法のほか必要な事項を示した文書で通知する。
- 3 施設等は、前項の通知で事前に資料提出を求められた場合は、通知に従い、指定された期日までに提出しなければならない。
- 4 施設等の運営等に問題が発生した場合又は生じるおそれがあると認められる場合には、前各項によらず、立ち入る際に通知を提示するなどの方法により行うことができるものとする。
- 5 一般監査は、原則として2名以上で行い、終了後は施設等の代表者等に結果を講評し、改善が必要な事項を伝達する。ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合など、状況によっては、改善が必要な事項の伝達は行わず、確認した上で通知する方法により、伝達することができるものとする。
- 6 一般監査の効果を高めるため、必要に応じて所管課職員のほか、関係行政機関職員及び施設等に関係する者に立ち会いを求めることができるものとする。

(特別監査の実施)

第8 特別監査は、次のとおり実施する。

- 1 特別監査の実施に当たっては、第7の一般監査の実施に準じて、文書で通知する。ただし、第2の指導監査の目的を達成するために特別監査を効果的に実施する観点から、立ち入る際に通知を提示するなどの方法により行うことができるものとする。
- 2 特別監査は、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ、改善されるまで継続的に実施することができるものとする。
- 3 特別監査の終了後は、施設等の代表者等に結果を講評し、改善が必要な事項を伝達する。ただし、状況によっては、その場での講評は行わず、別途関係者を招致して行うことができるものとする。
- 4 特別監査の効果を高めるため、必要に応じて所管課職員のほか、関係行政機関職員及び施設等に関係する者に立ち会いを求めることができるものとする。

(指導監査の結果及び改善状況の報告)

第9 指導監査の結果に基づいて行う施設等への指導は、次のとおり実施する。

- 1 法令又は通知等の違反が認められる場合
  - (1) 違反が認められる事項については、原則として、改善のための必要な措置(以下「改善措置」という。)をとるべき旨を法人または施設等の代表者に文書により指導する(指摘事項)とともに、関係市町村に通知するものとする。  
また、改善措置の具体的な内容について、期限を付して施設等から報告をさせ、県が必要と認める場合には、施設等における改善状況の確認のため、立ち入って調査を行うことができるものとする。
  - (2) 違反の程度が軽微である場合について、(1)の指導を行わずとも改善が見込まれる場合は、注意事項とし、指摘事項と同様に文書により指導するものとする。
- 2 法令又は通知等の違反が認められない場合  
施設等の運営に資するものと考えられる事項について、助言を行うことを妨げない。  
なお、指導や助言を行う場合は、施設等と指導の内容に関する認識を共有できる

よう配慮するものとする。

- 3 前各項の指導や助言に際しては、常に公正不偏かつ懇切丁寧であることを旨とし、単に改善を要する事項の指導にとどまることなく、具体的な根拠を示して行うものとする。  
また、施設等との対話や議論を通じて、指導の内容に関する真の理解を得よう努め、自律的な運営を促すものとする。
- 4 第1項の指導を行った事項について、改善の状況に疑義がある場合又は不十分と認められる場合は、所管課等と協議の上、必要な指導を行うものとする。また、度重なる指導によっても改善の措置が認められないときは、特別監査の実施の対象とするものとする。
- 5 特別監査を実施した結果、施設等が法令に違反し又は運営が著しく適正を欠いているために、施設等の経営等に重大な支障を及ぼしていると認められるときは、当該法人又は施設等の代表者に対し、文書で特別監査の結果、改善状況報告書又は改善計画書の提出及び改善の期限を通知するものとする。また、必要に応じ、指導を継続するものとする。
- 6 特別監査に係る改善状況報告書又は改善計画書が期限内に提出されないとき、若しくは提出された改善状況報告書等の内容を確認した結果、改善の意思がなく、又は改善を怠っていると認められるときは、法令の定めるところにより、行政処分を検討の上、適切な改善措置を速やかに実施するものとする。
- 7 特別監査の実施により、利用者の処遇に重大な影響が及んでいるなど緊急を要すると認められるときは、5及び6に関わらず、直ちに法令に基づく行政処分の手続きを開始するものとする。

#### (情報の公開)

第10 指導監査に関する情報は、施設等の運営の適正化のみならず、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資することを目的としていることを踏まえ、群馬県情報公開条例に基づく開示請求等に対し、積極的な閲覧が可能な体制を整えとともに、法令等により非開示とされる場合を除き、原則開示の対象とする。

#### (国への報告)

第11 指導監査の結果については、必要に応じ、厚生労働省へ報告する。

#### (関係機関等との連携等)

第12 指導監査の実施に当たっては、次のとおり、関係機関等との連携を十分に図りながら実施するものとする。

- 1 施設等が所在する区域の市町村等関係機関に必要な情報又は資料の提供その他必要な協力を求める等、十分に連携を取りながら実施する。
- 2 施設等に対して適当な措置をとる必要があると認めるときは、施設等を所管する関係機関に対し、その旨の意見を述べるものとする。
- 3 指導監査の過程において、県が処分権限を有さない法令又は通知（労働関係法令、消防関係法令等）に関する違反の疑いのあるものを発見した場合は、所管課又は当該施設等が所在する区域の市町村等関係機関と十分に連携を図りながら、所管課等への確認を促す等の指導を行う。その際、指導内容の認識を共有できるよう配慮するとともに、必要に応じて、処分権限を有する関係機関へ通報する等の措置をとることにより、適切に対応するものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別紙1 指導監査対象区分

区 分	施 設 区 分	指導監査の根拠法
保護施設 (医療保護施設を除く。)	救護施設	生活保護法第44条
宿泊所	無料低額宿泊所	社会福祉法第70条
婦人保護施設	婦人保護施設	同 上
老人福祉施設	特別養護老人ホーム	社会福祉法第70条 老人福祉法第18条
	養護老人ホーム	同 上
	軽費老人ホーム	社会福祉法第70条
児童福祉施設	障害児入所施設	社会福祉法第70条 児童福祉法第46条第1項
	児童発達支援センター	同 上

- (注) 1. 介護保険法上の指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の実施に当たっては、別に定める群馬県介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱他によるものとする。
2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律上の指定障害福祉サービス事業者等の実施に当たっては、別に定める群馬県障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱他によるものとする。

# 群馬県介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱

## 第1 趣旨

この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第24条、第76条、第90条、第100条、第114条の2及び第115条の7並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定により、なお、その効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧法」という。）第112条の規定に基づき、介護保険施設、指定介護療養型医療施設（平成18年旧法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設であり、介護保険法の一部改正により経過措置を受けているものをいう。以下同じ。）、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者等（以下「介護サービス事業者等」という。）に対して、県が行う指導及び監査について、基本的事項を定める。

## 第2 指導及び監査の目的

指導は、介護サービス事業者等に対して行う保険給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求等に関し、法令、通達に対する適合状況等について、個別に明らかにし、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護サービス事業者等の支援を基本とし介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

監査は、介護給付等対象サービス内容及び介護報酬の請求に関し、法及び平成18年旧法に定める勧告、命令、指定の取消し並びに期間を定めたその効力の全部若しくは一部の停止（以下「指定取消処分等」という。）に該当する場合、又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼とし、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

## 第3 指導及び監査の対象

この要綱に基づく指導及び監査の対象は、県が所管する次に掲げる介護サービス事業者等とする。

- 1 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護保険法の一部改正に伴う経過措置の適用を受けている指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）
- 2 指定居宅サービス事業者
- 3 指定介護予防サービス事業者

## 第4 指導について

### 1 指導の方針

介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について周



知するとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを方針とする。

## 2 指導形態等

指導の形態は次のとおりとする。

### (1) 集団指導

指導の対象となる介護サービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

### (2) 実地指導

指導の対象となる介護サービス事業者等の事業所において実地に行う。

#### ① 通常指導

県が単独で実地指導を行う。

#### ② 合同指導

県が厚生労働省や市町村等と合同で実地指導を行う。

## 3 指導対象の選定基準

指導は全ての介護サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、毎年度作成する実施計画において、事業種別毎の状況に応じて選定する。

### (1) 集団指導の選定基準

集団指導の選定については、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

### (2) 実地指導の選定基準

#### ① 通常指導

ア 通常指導は、毎年度、国の示す指導重点事項等に基づき、介護サービス事業者等を選定する。

イ その他、特に指導を要すると認める介護サービス事業者等を対象に実施する。

#### ② 合同指導

合同指導は、通常指導の対象とした介護サービス事業者等の中から選定する。

#### ③ 実施回数

実地指導の実施回数については、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院、(指定介護療養型医療施設)は、原則として3年に1回実施するものとし、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者は、3年に1回を標準とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、年に1回以上実施する。

ア 施設又は事業所の運営において、関係法令・通知等に照らし著しく適正を欠くなど、重大な問題が認められる。

イ 施設又は事業所を開設して3年未満であり、継続指導の必要があると認められる。

ウ 前年度の実地指導において、第4 5 (2) ③に規定する指摘事項が5以上又は注意事項が10以上あり、本年度に1回以上実施する必要があると認められる。

エ その他、介護高齢課と協議し、年に1回以上実施する必要があると認められる。

### (3) 市町村との連携

県及び市町村は互いに連携を図り、必要な情報交換を行うことにより適切な集団指導及び実地指導の実施に努めるものとする。

## 4 指導の実施方針及び実施計画

(1) 指導を効率的・効果的に実施するため、指導の重点事項、指導目標及び指導項目等を掲げる社会福祉施設等に対する指導監査等の実施方針（以下「実施方針」という。）を、毎年度、別に定めるものとする。

(2) 実施方針に基づき、当該年度の実地指導等の実施時期、指導班の編成及び規模等を含む実施計画を別に作成するものとする。

(3) 介護サービス事業者等の運営等に問題が発生した場合、又は通報、現況報告書の確認の結果等でおそれがあると認められる場合は、計画に係わらず適宜実地指導を実施する。

## 5 指導の実施方法等

### (1) 集団指導

#### ① 通知

指導対象となる介護サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該介護サービス事業者等に通知する。

#### ② 指導方法

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導資料を群馬県ホームページへ掲載すること等により、広く必要な情報を提供するよう努めるものとする。

### (2) 実地指導

#### ① 通知

指導対象となる介護サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定及び目的、実地指導の日時並び場所、指導担当者数、準備すべき書類等を文書により当該介護サービス事業者等に通知する。ただし、必要と認める場合には、実地指導の開始時に文書を提示することによって行う。

#### ② 指導方法

実地指導は、要綱第4 5（3）に規定する自主点検表に基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。

#### ③ 指導結果の通知等

実地指導の結果、法令、条例に規定する最低基準又は通知等が遵守されていない場合及び過誤による調整を要すると認められた場合（以下「指摘事項」という。）は、後日文書によってその旨を通知する。

なお、指摘事項に該当しない事項で、改善が必要な事項については、注意事項とし、指摘事項と同様の方法により通知する。

④ 改善報告書の提出

当該介護サービス事業者等に対して、指摘する場合は、指導結果通知書を送付し、別に定める改善報告書の提出を求めるものとする。

なお、改善報告書の提出期日については、指導結果通知書発送日から30日以内とする。

⑤ 指導体制

実地指導は、原則として2名以上の指導班を編成して実施する。

(3) 調査書等の提出

実地指導等の実施にあたっては、介護サービス事業者等から指導に必要となる書類（自主点検表）等の提出を求めることができる。

6 監査への変更

実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに第5に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が、不正な請求と認められる場合
- (3) 実地指導の実施日前5年以内の監査により勧告を行った内容につき、改善が図られていないか、一部図られていない事項がある場合

第5 監査について

1 監査の方針

監査は、介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について不正又は著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適正な措置をとることを方針とする。

2 監査対象となる介護サービス事業者等の選定基準

監査は、次の場合に行うものとする。

- (1) 別表1に照らし、不正な請求の確認について必要があると認める場合
- (2) 虐待の疑いについて、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年十一月九日法律第二百四号）第24条に基づき確認の必要があると認める場合
- (3) 指定申請書類の内容と実際に開設した内容に齟齬があり、不正な手段による指定について確認の必要がある場合
- (4) 基準違反について、再三の指導にも係わらず、改善が認められず、必要があると認める場合
- (5) (1) から(4)の他、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合

① 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 群馬県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

ウ 国保連・保険者（市町村）からの通報・情報

エ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者

オ 法第115条の35第4項及び平成18年旧法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

② 実地指導において確認した情報

法第24条及び平成18年旧法第24条に基づく指導により確認した、介護サービス事業者等についての指定基準違反等

3 監査方法等

(1) 報告等

知事は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、監査実施通知を交付した上で、介護サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護サービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

(2) 監査実施通知

監査実施通知は、あらかじめ次に掲げる事項を文書により介護サービス事業者等に通知する。

ただし、必要と認める場合には、監査の開始時に文書を提示することによって行う。

① 監査の根拠規定

② 監査の日時

③ 監査担当者数

④ 監査対象施設（事業所）

(3) 市町村長による実地検査等

① 市町村長は、指定権限が県にある指定居宅サービス事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者（指定介護療養型医療施設開設者）及び指定介護予防サービス事業者等（以下「県指定介護サービス事業者」という。）について、実地検査等を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を知事に対し行うものとする。

なお、県指定介護サービス事業者の介護給付等対象サービスに関して、複数の市町村に関係がある場合には、県が総合的な調整を行うものとする。

② 市町村長は、指定基準違反と認めるときは、文書によって県に通知を行うものとする。

なお、県と市町村が同時に実地検査等を行っている場合には、省略することができるものとする。

③ 知事は前号の通知があったときは、速やかに以下の5～7に定める措置をとるものとする。

4 監査結果の通知等

(1) 監査の結果の通知

監査の結果、勧告には至らないが、改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨を通知する。

(2) 報告書の提出

当該介護サービス事業者等に対しては、改善期日を記載した監査結果通知書を送付し、改善報告書の提出を求めるものとする。

なお、改善報告書の提出期日については、監査結果通知書発送日から30日以内とする。

## 5 行政上の措置

知事は、指定基準違反等が認められた場合には、法第5章及び平成18年旧法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

### (1) 勧告

介護サービス事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合、当該介護サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

なお、勧告を受けた介護サービス事業者等は、期限内に文書により知事へ報告する。

### (2) 命令

介護サービス事業者等が正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

また、命令を受けた介護サービス事業者等は、期限内に文書により報告する。

### (3) 指定の取消し等

知事は、指定基準違反等の内容等が、法第77条第1項各号、第92条第1項各号、第104条第1項各号及び第115条の9第1項各号並びに平成18年旧法第114条第1項各号のいずれかに該当する場合には、当該介護サービス事業者等に係る指定・許可を取消し、又は期間を定めてその指定・許可の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。

## 6 聴聞等

知事は、監査の結果、当該介護サービス事業者等が命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

## 7 経済上の措置

(1) 勧告、命令、指定の取消し等を行った場合に、保険給付の全部又は一部について当該保険給付に関係する保険者に対し法第22条第3項及び平成18年旧法第22条第3項に基づく不正利得の徴収等として徴収を行うよう指導するものとする。

(2) 命令又は指定の取消し等を行った場合には、当該サービス事業者等に対し、原則として、法第22条第3項及び平成18年旧法第22条第3項の規定によりに返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

## 第6 指導及び監査の実施機関

指導及び監査の実施機関は、原則として監査指導課とする。ただし、必要に応じ、監査指導課、介護高齢課、市町村（保険者）等との合同で実施することができるものとする。

## 第7 関係機関及び市町村（保険者）との連携

- (1) 指導及び監査にあたっては、介護高齢課、国保連及び市町村（保険者）との連携を図り、効果的に実施するよう努める。
- (2) 県は、市町村が行う介護サービス事業者等の指導及び監査について報告を求め、必要な助言及び適切な援助を行うものとする。

## 第8 その他

- (1) 法第197条第1項及び平成18年旧法第197条第1項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告を行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、指導及び監査の実施に必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、従前の群馬県介護保険サービス事業者等指導要綱及び群馬県介護保険サービス事業者等監査要綱は廃止する。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

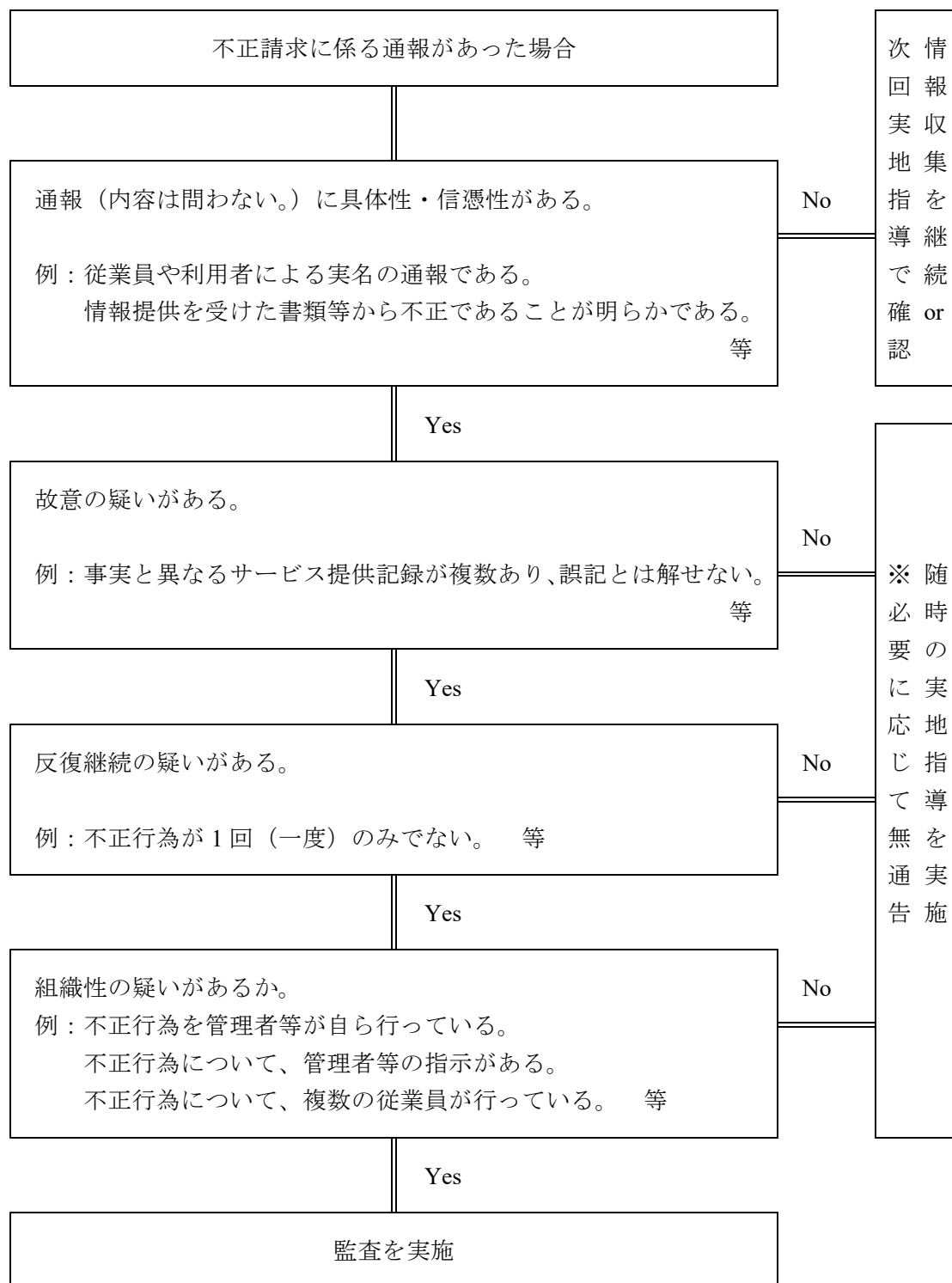
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別表1)

## 群馬県介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱第5の2 (1)で定める監査の対象とする事業者等の選定基準について



# 群馬県障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱

## 第1 趣旨

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第11条、第48条、第51条の27及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第21条の5の22、第24条の15、第57条の3の3の規定に基づき、指定障害者支援施設の設置者、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して、県が行う指導及び監査について、基本的事項を定める。

## 第2 指導及び監査の目的

指導は、障害福祉サービス事業者等に対して行う自立支援給付、障害児通所給付費及び障害児入所給付費（以下「自立支援給付等」という。）に係る障害福祉サービス等（以下「自立支援給付等対象サービス」という。）の内容並びに自立支援給付等に係る費用（以下「報酬」という。）の請求等に関し、法令、通達に対する適合状況等について、個別に明らかにし、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、障害福祉サービス事業者等の支援を基本とし自立支援給付等対象サービスの質の確保及び自立支援給付等の適正化を図ることを目的とする。

監査は、自立支援給付等対象サービスの内容及び報酬の請求に関し、法及び児童福祉法に定める勧告、命令、指定の取消し並びに期間を定めたその効力の全部若しくは一部の停止（以下「指定取消処分等」という。）に該当する場合、又は報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とし、自立支援給付等対象サービスの質の確保及び自立支援給付等の適正化を図ることを目的とする。

## 第3 指導及び監査の対象

この要綱に基づく指導及び監査の対象は、県が所管する次に掲げる障害福祉サービス事業者等とする。

- 1 指定障害者支援施設
- 2 指定障害福祉サービス
- 3 指定一般相談支援
- 4 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設、指定障害児通所支援（児童発達支援センターを含む）

## 第4 指導について

### 1 指導の方針

自立支援給付等対象サービスの取扱い及び報酬の請求等に関する事項について、周知するとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを方針として実施する。



## 2 指導形態等

指導の形態は次のとおりとする。

### (1) 集団指導

指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

### (2) 実地指導

指導の対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所において実地に行う。

#### ① 通常指導

県が単独で実地指導を行う。

#### ② 合同指導

県が厚生労働省や市町村等と合同で実地指導を行う。

## 3 指導対象の選定基準

指導は全ての障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、毎年度作成する実施計画において、事業種別毎の状況に応じて選定する。

### (1) 集団指導の選定基準

集団指導の選定については、自立支援給付等対象サービスの取扱い、報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

### (2) 実地指導の選定基準

#### ① 通常指導

ア 通常指導は、国の示す「指定障害福祉サービス事業者等指導指針」等に基づき、障害福祉サービス事業者等を選定する。

イ その他、特に指導を要すると認める障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。

#### ② 実施回数

実地指導の実施回数については、原則として以下のとおりとする。

ア 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設、児童発達支援センター  
1年に1回

イ 指定障害者支援施設 3年に1回

ウ 指定障害福祉サービス 3年に1回

エ 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援 3年に1回

オ 指定一般相談支援 3年に1回

ただし、次のいずれかに該当する場合は、年に1回以上実施する。

㉞ 施設又は事業所の運営において、関係法令・通知等に照らし著しく適正を欠くなど、重大な問題が認められる。

㉟ 施設又は事業所を開設して3年未満であり、継続指導の必要があると認められる。

㊱ 前年度の実地指導において、第4 5 (2) ③に規定する指摘事項が5以上又は注意事項が10以上あり、本年度に1回以上実施する必要があると認められる。

㊲ 障害政策課と協議し、年に1回以上実施する必要があると認められる。

(3) 市町村との連携

県及び市町村は互いに連携を図り、必要な情報交換を行うことにより適切な集団指導、実地指導の実施に努めるものとする。

4 指導の実施方針及び実施計画

(1) 指導を効率的・効果的に実施するため、指導の重点事項、指導目標及び指導項目等を掲げる社会福祉施設等に対する指導監査等の実施方針（以下「実施方針」という。）を、毎年度、別に定めるものとする。

(2) 実施方針に基づき、当該年度の実地指導等の実施時期、指導班の編成及び規模等を含む実施計画を別に作成するものとする。

(3) 障害福祉サービス事業者等の運営等に問題が発生した場合、又は通報、現況報告書の確認の結果等でそのおそれがあると認められる場合は、計画に係わらず適宜実地指導を実施する。

5 指導の実施方法等

(1) 集団指導

① 通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

② 指導方法

集団指導は、自立支援給付等対象サービスの取扱い、報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導資料を群馬県ホームページへ掲載すること等により、広く必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(2) 実地指導

① 通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定及び目的、実地指導の日時及び場所、指導担当者数、準備すべき書類等を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

ただし、必要と認める場合には、実地指導の開始時に文書を提示することによって行う。

② 指導方法

実地指導は、要綱第4 5 (3) に規定する自主点検表に基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。

③ 指導結果の通知等

実地指導の結果、法令、条例に規定する最低基準又は通知等が遵守されていない場合及び過誤による調整を要すると認められた場合（以下「指摘事項」という。）は、後日文書によってその旨を通知する。

なお、指摘事項に該当しない事項で、改善が必要な事項については、注意事項とし、指摘事項と同様の方法により通知する。

④ 改善報告書の提出

当該障害福祉サービス事業者等に対して、文書により改善を指摘する場合は、指導結果通知書を送付し、別に定める改善報告書の提出を求めるものとする。

なお、改善報告書の提出期日については、指導結果通知書発送日から30日以内とする。

また、文書により改善を指摘した事項のうち、注意事項については、改善報告書の提出を求めないことができる。

#### ⑤ 指導体制

実地指導は、原則として2名以上の指導班を編成して実施する。

#### (3) 調査書等の提出

実地指導等の実施にあたっては、障害福祉サービス事業者等から指導に必要な書類（自主点検表）等の提出を求めることができる。

#### 6 監査への変更

実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに第5に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が、不正な請求と認められる場合
- (3) 実地指導の実施日前5年以内の監査により勧告を行った内容につき、改善が図られていないか、一部図られていない事項がある場合

### 第5 監査について

#### 1 監査の方針

監査は、自立支援給付等対象サービスの取扱い及び報酬の請求等に関する事項について不正又は著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適正な措置をとることを方針とする。

#### 2 監査対象となる障害福祉サービス事業者等の選定基準

監査は、次の場合に行うものとする。

- (1) 別表1に照らし、不正な請求の確認について必要があると認める場合
- (2) 虐待の疑いについて、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年六月二十四日法律第七十九号）第19条に基づき確認の必要があると認める場合
- (3) 指定申請書類の内容と実際に開設した内容に齟齬があり、不正な手段による指定について確認の必要がある場合
- (4) 基準違反について、再三の指導にも係わらず、改善が認められず、必要があると認める場合
- (5) (1) から (4) の他、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合

##### ① 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 市町村、相談支援事業所等へ寄せられる苦情

ウ 群馬県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という）、支給決定権

者（市町村）からの通報・情報

エ 自立支援給付等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

② 実地指導において確認した情報

ア 法第11条に基づく指導により確認した、障害福祉サービス等についての指定基準違反等

イ 児童福祉法第24条の15及び第21条の5の22に基づく指導により確認した、指定障害児入所施設の設置者、指定障害児通所支援事業者、児童発達支援センターの設置者についての指定基準違反等

3 監査方法等

(1) 報告等

知事は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、監査実施通知を交付した上で、障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該障害福祉サービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

(2) 監査実施通知

監査実施通知は、あらかじめ次に掲げる事項を文書により障害福祉サービス事業者等に通知する。

ただし、必要と認める場合には、監査の開始時に文書を提示することによって行う。

① 監査の根拠規定

② 監査の日時

③ 監査担当者数

④ 監査対象施設（事業所）

(3) 市町村長による実地検査等

① 市町村長は、指定障害福祉サービス事業者等について、実地検査等を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を知事に対し行うものとする。

なお、指定障害福祉サービス事業者等の自立支援給付等対象サービスに関して、複数の市町村に関係がある場合には、県が総合的な調整を行うものとする。

② 市町村長は、指定基準違反と認めるときは、文書によって県に通知を行うものとする。

なお、県と市町村が同時に実地検査等を行っている場合には、省略することができるものとする。

③ 知事は前項の通知があったときは、速やかに以下の5～7に定める措置をとるものとする。

4 監査結果の通知等

(1) 監査の結果の通知

監査の結果、勧告には至らないが、改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨を通知する。

## (2) 報告書の提出

当該障害福祉サービス事業者等に対しては、監査結果通知書を送付し、別に定める改善報告書の提出を求めるものとする。

なお、改善報告書の提出期日については、監査結果通知書発送日から30日以内とする。

## 5 行政上の措置

知事は、指定基準違反等が認められた場合には、法及び児童福祉法に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

### (1) 勧告

障害福祉サービス事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

なお、勧告を受けた当該障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により知事へ報告する。

### (2) 命令

障害福祉サービス事業者等が正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

また、命令を受けた場合において、当該障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

### (3) 指定の取消し等

知事は、指定基準違反等の内容等が、法第50条第1項各号、第51条の29第1項各号、児童福祉法第21条の5の23第1項各号、第24条の17第1項各号のいずれかに該当する場合には、当該障害福祉サービス事業者等に係る指定・許可を取り消し、又は期間を定めてその指定・許可の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。

## 6 聴聞等

知事は、監査の結果、当該障害福祉サービス事業者等が命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

## 7 経済上の措置

(1) 勧告、命令、指定の取消し等を行った場合に、自立支援給付等の全部又は一部について当該自立支援給付等に関係する市町村に対し、法第22条第3項に基づく不正利得の徴収等として徴収を行うよう指導するものとする。

(2) 命令又は指定の取消し等を行った場合には、当該サービス事業者等に対し、原

則として、法第22条第3項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

#### 第6 指導及び監査の実施機関

指導及び監査の実施機関は、原則として監査指導課とする。

ただし、必要に応じ、監査指導課、障害政策課、市町村（支給決定権者）等との合同で実施することができるものとする。

#### 第7 関係機関及び市町村（支給決定権者）との連携

- (1) 指導及び監査にあたっては、障害政策課、国保連、市町村（支給決定権者）との連携を図り、効果的に実施するよう努める。
- (2) 県は、市町村が行う障害福祉サービス事業者等の指導及び監査について報告を求め、必要な助言及び適切な援助を行うものとする。

#### 第8 その他

- (1) 監査及び行政措置の実施状況について、必要に応じて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、指導及び監査の実施に必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、従前の群馬県指定障害福祉サービス事業者等指導要綱及び群馬県障害福祉サービス事業者等監査要綱は廃止する。

#### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

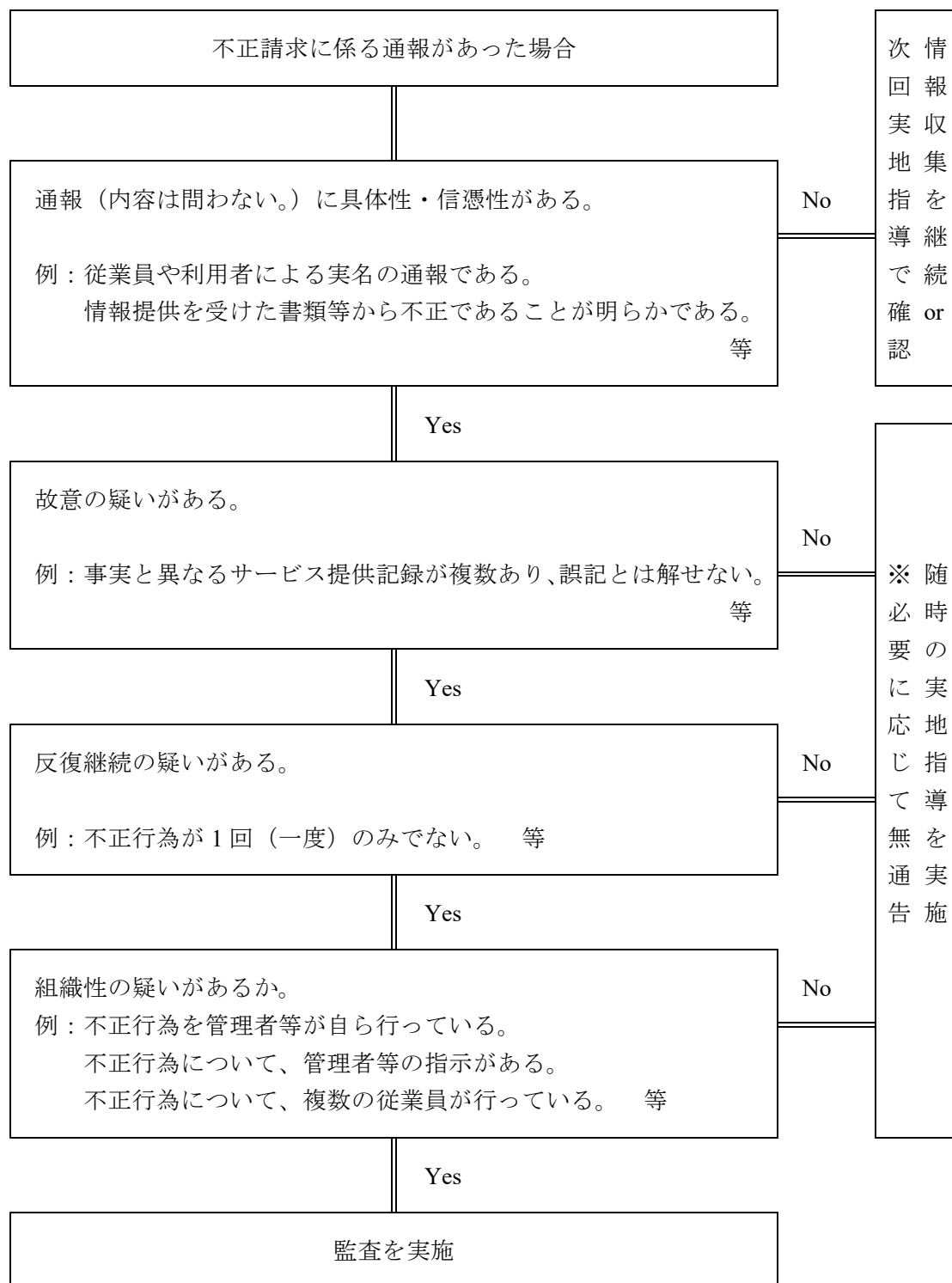
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別表1)

## 群馬県障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱第5の2 (1)で定める監査の対象とする事業者等の選定基準について



### 3 指導監査の実施概要

#### (1) 社会福祉法人

事業種別	対象数	実施状況		所管課
		実施数	実施率(%)	
保護施設等設置社会福祉法人	1	0	0.0	健康福祉課
老人福祉施設等	33	4	12.1%	介護高齢課
障害児(者)福祉施設等	25	4	16.0%	障害政策課
社会福祉協議会等	25	5	20.0%	健康福祉課
合 計	84	13	15.5%	

注1) 複数の事業種別を経営する法人は、主たる事業種別に計上しています。

注2) 老人福祉施設等には、介護保険施設を含みます。

注3) 対象数は、前年度末の対象数です。

#### (2) 社会福祉施設等、介護保険施設、障害児(者)福祉施設

事業種別	対象数	実施状況		所管課	
		実施数	実施率(%)		
社会福祉施設等	保護施設、婦人保護施設等	5	1	20.0	健康福祉課、生活こども課
	老人福祉施設	52	6	11.5	介護高齢課
	計	57	7	12.3	
介護保険施設	指定介護老人福祉施設	107	12	11.2	介護高齢課
	介護老人保健施設	53	5	9.4	介護高齢課
	指定介護療養型医療施設	1	0	0.0	介護高齢課
	介護医療院	9	0	0.0	介護高齢課
	計	170	17	10.0	
障害児(者)福祉施設	福祉型障害児入所施設	3	1	33.3	障害政策課
	医療型障害児入所施設	6	1	16.7	障害政策課
	障害者支援施設	32	1	3.1	障害政策課
	計	41	3	7.3	
合 計	268	27	10.1		

注1) 社会福祉施設等、障害児(者)福祉施設の対象数は、前年度末の対象数です。

注2) 特別養護老人ホームは、指定介護老人福祉施設で計上しています。



### (3) 介護保険居宅サービス事業所、障害福祉サービス事業所等

事業種別	対象数	実施状況		所管課
		実施数	実施率(%)	
介護保険居宅(介護予防)サービス事業所等	5,346	81	1.5	介護高齢課
障害福祉サービス事業所等	878	27	3.1	障害政策課
障害児通所支援事業所	265	38	14.3	障害政策課
合 計	6,489	146	2.2	

- 注1) 介護保険居宅(介護予防)サービス事業所等は、訪問介護等の居宅サービス、要支援者に対する介護予防サービスを提供する事業所及びケアマネジメントを行う居宅介護支援事業所です。なお、居宅介護支援事業所の指導監査等の権限は平成30年度から市町村へ移譲されています。
- 注2) 障害福祉サービス事業所等は、居宅介護等の訪問系、グループホーム等の居住系、生活介護や就労支援等の通所系サービス、一般相談支援事業を提供する事業所です。
- 注3) 障害児通所支援事業所は、児童発達支援や放課後等デイサービス等のサービスを提供する事業所です。

## ア 介護保険居宅（介護予防）サービス事業所等別実施状況の内訳

区 分		対象事業所数	実施数	実施率(%)
居宅介護支援事業所		—	—	—
居宅サービス事業所	訪問介護	333	23	6.9
	訪問入浴介護	19	0	0.0
	訪問看護	295	1	0.3
	訪問リハビリテーション	101	1	1.0
	居宅療養管理指導	1,348	0	0.0
	通所介護	440	13	3.0
	通所リハビリテーション	120	4	3.3
	短期入所生活介護	160	11	6.9
	短期入所療養介護	72	4	5.6
	特定施設入居者生活介護	47	0	0.0
	福祉用具貸与	74	1	1.4
	特定福祉用具販売	71	1	1.4
	計	3,080	59	1.9
	介護予防サービス事業所	訪問介護	—	—
訪問入浴介護		15	0	0.0
訪問看護		285	1	0.4
訪問リハビリテーション		100	1	1.0
居宅療養管理指導		1,331	0	0.0
通所介護		—	—	—
通所リハビリテーション		120	4	3.3
短期入所生活介護		154	10	6.5
短期入所療養介護		70	4	5.7
特定施設入居者生活介護		46	0	0.0
福祉用具貸与		74	1	1.4
特定福祉用具販売		71	1	1.4
計		2,266	22	1.0
合 計		5,346	81	1.5

注1) 「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「通所リハビリテーション」については、保険医療機関のみなし指定を含みます。

注2) 居宅介護支援事業所は、平成30年度から指導監査等の権限が市町村へ移譲されました。また、介護予防サービス事業所のうち、訪問介護及び通所介護については、平成30年度から市町村の介護予防・日常生活支援総合事業で実施されています。

イ 障害福祉サービス事業所等、障害児通所支援事業所別実施状況の内訳

	区 分	対象事業所数	実施数	実施率(%)
障害福祉サービス事業所等	居宅介護事業所	140	0	0.0
	重度訪問介護事業所	132	0	0.0
	同行援護事業所	53	0	0.0
	行動援護事業所	10	0	0.0
	療養介護事業所	3	1	33.3
	生活介護事業所	121	5	4.1
	短期入所事業所	63	3	4.8
	自立訓練(機能訓練)事業所	2	0	0.0
	自立訓練(生活訓練)事業所	9	0	0.0
	就労移行支援事業所	21	1	4.8
	就労継続支援(A型)事業所	32	2	6.3
	就労継続支援(B型)事業所	113	10	8.8
	就労定着支援	7	0	0.0
	自立生活援助	5	0	0.0
	共同生活援助事業所	106	5	4.7
	一般相談支援事業所(地域移行支援事業所)	33	0	0.0
	一般相談支援事業所(地域定着支援事業所)	28	0	0.0
計	878	27	3.1	
障害児通所支援事業所	児童発達支援センター(児童福祉施設・中核市含む)	12	1	8.3
	児童発達支援事業所(センターを除く)	60	8	13.3
	医療型児童発達支援事業所	-	-	-
	放課後等デイサービス事業所	176	28	15.9
	居宅訪問型児童発達支援	2	0	0.0
	保育所等訪問支援事業所	15	1	6.7
	計	265	38	14.3
合 計	1,143	65	5.7	

注) 対象数は、前年度末の対象数です。

## 4 指導監査の実施状況・結果

### (1) 社会福祉法人

#### ◎事業種別毎の文書指摘件数(事業種別はその法人が設置している主たる施設等)

項目	事業種別	保護施設等	老人福祉施設等	障害児(者)福祉施設等	社会福祉協議会等	合計
	対象数	1	33	25	25	84
	実施数	0	4	4	5	13
	実施率(%)	0.0	12.1	16.0	20.0	15.5
	指摘法人数	0	3	2	5	10
	組織運営	0	2	1	7	10
	1法人当たり	0.0	0.5	0.3	1.4	0.8
	事業	0	0	0	0	0
	1法人当たり	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	管理	0	3	2	4	9
	1法人当たり	0.0	0.8	0.5	0.8	0.7
	合計	0	5	3	11	19
	1法人当たり	0.0	1.3	0.8	2.2	1.5

注1) 対象数は、前年度末の対象数です。

注2) 老人福祉施設等には、特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)及び介護老人保健施設を含みます。

注3) この表における障害児(者)福祉施設等は障害児・障害者の入所施設や通所サービス等です。

## (2) 社会福祉施設

### ◎事業種別毎の文書指摘件数

項目	事業種別	保護施設等	老人福祉施設	合計
	対象数	5	52	57
	実施数	1	6	7
	実施率(%)	20.0	11.5	12.3
	文書指摘法人数	0	1	1
人員基準	0	2	2	
1施設当たり	-	0.3	0.3	
職員処遇	0	0	0	
1施設当たり	-	-	-	
設備基準	0	0	0	
1施設当たり	-	-	-	
防災対策	0	0	0	
1施設当たり	-	-	-	
運営基準	0	0	0	
1施設当たり	-	-	-	
利用料等	0	0	0	
1施設当たり	-	-	-	
食事の提供	0	0	0	
1施設当たり	-	-	-	
預り金	0	0	0	
1施設当たり	-	-	-	
財務会計	0	0	0	
1施設当たり	-	-	-	
合計	0	2	2	
1施設当たり	0.0	0.3	0.3	

注1) 対象数は、前年度末の対象数です。

注2) 保護施設等は救護施設、無料低額宿泊所及び婦人保護施設です。

注3) 老人福祉施設は養護老人ホーム及び軽費老人ホームです。

### (3) 介護保険施設

#### ◎事業種別毎の文書指摘件数

項目	事業種別	指定介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	指定介護 療養型 医療施設	介護医療院	合 計
		対象数	107	53	1	9
実施数	12	5	0	0	17	
実施率(%)	11.2	9.4	0.0	0.0	10.0	
文書指摘施設数	4	2	0	0	6	
人員基準	1	0	0	0	1	
1施設当たり	0.1	-	-	-	0.1	
職員処遇	1	0	0	0	1	
1施設当たり	0.1	-	-	-	0	
設備基準	0	0	0	0	-	
1施設当たり	-	-	-	-	-	
防災対策	1	1	0	0	2	
1施設当たり	0.1	0.2	-	-	0.1	
運営基準	4	1	0	0	5	
1施設当たり	0.3	0.2	-	-	0.3	
給付費・加算等	0	0	0	0	0	
1施設当たり	-	-	-	-	0.0	
食事の提供	0	0	0	0	-	
1施設当たり	-	-	-	-	-	
預り金	0	0			-	
1施設当たり	-	-			-	
財務会計	0	0	0	0	-	
1施設当たり	-	-	-	-	-	
合 計	7	2	0	0	9	
1施設当たり	0.6	0.4	0.0	0.0	0.5	

注1) 対象数は、前年度末の対象数です。

注2) 表中の斜線部は指導検査の対象外の項目です。

#### (4) 障害児(者)福祉施設

##### ◎事業種別毎の文書指摘件数

項目	事業種別	福祉型 障害児入所施設	医療型 障害児入所施設	障害者支援施設	合計
	対象数	3	6	32	41
	実施数	1	1	1	3
	実施率(%)	33.3	16.7	3.1	7.3
	文書指摘法人数	0	0	0	0
人員基準	0	0	0	0	
1施設当たり	-	-	-	-	
職員処遇	0	0	0	0	
1施設当たり	-	-	-	-	
設備基準	0	0	0	0	
1施設当たり	-	-	-	-	
防災対策	0	0	0	0	
1施設当たり	-	-	-	-	
運営基準	0	0	0	0	
1施設当たり	-	-	-	-	
利用料等	0	0	0	0	
1施設当たり	-	-	-	-	
食事の提供	0	0	0	0	
1施設当たり	-	-	-	-	
預り金	0	0	0	0	
1施設当たり	-	-	-	-	
財務会計	0	0	0	0	
1施設当たり	-	-	-	-	
合計	0	0	0	0	
1施設当たり	0.0	0.0	0.0	0.0	

注1) 対象数は、前年度末の対象数です。

注2) 「利用料等」は、給付費・加算等が含まれます。

(5) 居宅サービス事業所  
◎事業種別毎の文書指摘件数

項目	事業種別	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハ	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハ	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	合計
	対象数	333	19	295	101	1,348	440	120	160	72	47	74	71	3,080
	実施数	23	0	1	1	0	13	4	11	4	0	1	1	59
	実施率(%)	6.9	0.0	0.3	1.0	0.0	3.0	3.3	6.9	5.6	0.0	1.4	1.4	1.9
	文書指摘事業所数	15	0	1	0	0	8	1	1	1	0	1	1	29
	人員基準	3	0	1	0	0	3	0	0	0	0	2	2	11
	1事業所当たり	0.1	-	1.0	-	-	0.2	-	-	-	-	2.0	2.0	0.2
	設備基準	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1事業所当たり	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
	防災対策						1	0	0	0	0	0	0	1
	1事業所当たり						0.1	-	-	-	-	-	-	0.0
	運営基準	22	0	1	0	0	7	1	1	1	0	4	2	39
	1事業所当たり	1.0	-	1.0	-	-	0.5	0.3	0.1	0.3	-	4.0	2.0	0.7
	給付費・加算等	1	0	1	0	0	5	0	0	0	0	0	0	7
	1事業所当たり	0.0	-	1.0	-	-	0.4	-	-	-	-	-	-	0.1
	食事の提供						0	0	0	0	0			0
	1事業所当たり						-	-	-	-	-			0.0
	預り金								0	0	0			0
	1事業所当たり								-	-	-			0.0
	届出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1事業所当たり	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	26	0	3	0	0	16	1	1	1	0	6	4	58
	1事業所当たり	1.1	-	3.0	0.0	0.0	1.2	0.3	0.1	0.3	0.0	6.0	4.0	1.0

注1) 対象数は、前年度末の対象数です。

注2) 表中の斜線部は指導検査の対象外の項目です。



(6) 介護予防サービス事業所  
◎事業種別毎の文書指摘件数

項目	事業種別	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハ	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハ	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	合計
	対象数	/	15	285	100	1,331	/	120	154	70	46	74	71	2,266
	実施数	/	0	1	1	0	/	4	10	4	0	1	1	22
	実施率(%)	/	0.0	0.4	1.0	0.0	/	3.3	6.5	5.7	0.0	1.4	1.4	1.0
	文書指摘事業所数	/	0	1	0	0	/	1	1	1	0	1	1	6
	人員基準	/	0	1	0	0	/	0	0	0	0	2	2	5
	1事業所当たり	/	-	1.0	-	-	/	-	-	-	-	2.0	2.0	0.2
	設備基準	/	0	0	0	0	/	0	0	0	0	0	0	0
	1事業所当たり	/	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	0.0
	防災対策	/	/	/	/	0	/	0	0	0	0	0	0	0
	1事業所当たり	/	/	/	/	-	/	-	-	-	-	-	-	0.0
	運営基準	/	0	1	0	0	/	1	1	1	0	4	2	10
	1事業所当たり	/	-	1.0	-	-	/	0.3	0.1	0.3	-	4.0	2.0	0.5
	給付費・加算等	/	0	0	0	0	/	0	0	0	0	0	0	0
	1事業所当たり	/	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	0.0
	食事の提供	/	/	/	/	/	/	0	0	0	0	/	/	0
	1事業所当たり	/	/	/	/	/	/	-	-	-	-	/	/	0.0
	預り金	/	/	/	/	/	/	/	0	0	0	/	/	0
	1事業所当たり	/	/	/	/	/	/	-	-	-	-	/	/	0.0
	届出	/	0	0	0	0	/	0	0	0	0	0	0	0
	1事業所当たり	/	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	0.0
	合計	/	0	2	0	0	/	1	1	1	0	6	4	15
	1事業所当たり	/	-	2.0	0.0	0.0	/	0.3	0.1	0.3	0.0	6.0	4	0.7

注1) 対象数は、前年度末の対象数です。

注2) 表中の斜線部は指導検査の対象外の項目です。

(7) 障害福祉サービス事業所等

◎事業種別毎の文書指摘件数

項目	事業種別	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行 支援	就労継続 支援 (A型)	就労継続 支援 (B型)	就労定着 支援	自立生活 援助	共同生活 援助	地域移行 支援	地域定着 支援	合計
	対象数		140	132	53	10	3	121	63	2	9	21	32	113	7	5	106	33	28
実施数		0	0	0	0	1	5	3	0	0	1	2	10	0	0	5	0	0	27
実施率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	4.1	4.8	0.0	0.0	4.8	6.3	8.8	0.0	0.0	4.7	0.0	0.0	3.1
文書指摘事業所数		0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	1	10	0	0	4	0	0	20
人員基準		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2	0	0	5
1事業所当たり		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.3	-	-	0.4	-	-	0.2
職員処遇		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1事業所当たり		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
防災対策		/	/	/	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	/	/	0
1事業所当たり		/	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	0.0
運営基準		0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	12	0	0	4	0	0	18
1事業所当たり		-	-	-	-	-	0.4	-	-	-	-	-	1.2	-	-	0.8	-	-	0.7
給付費・加算等		0	0	0	0	0	5	1	0	0	0	1	8	0	0	1	0	0	16
1事業所当たり		-	-	-	-	-	1.0	0.3	-	-	-	0.5	0.8	-	-	0.2	-	-	0.6
食事の提供		/	/	/	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	/	/	/	0
1事業所当たり		/	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	/	0.0
預り金		/	/	/	/	0	0	/	0	0	0	0	0	0	0	0	/	/	0
1事業所当たり		/	/	/	/	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	0.0
届出		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1事業所当たり		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3
1事業所当たり		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.3	-	-	-	-	-	0.1
合計		0	0	0	0	0	7	1	0	0	0	1	26	0	0	7	0	0	42
1施設当たり		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	0.3	-	-	0.0	0.5	2.6	-	-	1.4	-	-	1.6

注1) 対象数は、前年度末の対象数です。  
 注2) 表中の斜線部は指導検査の対象外の項目です。

## (8) 障害児通所支援事業所

### ◎事業種別毎の文書指摘件数

項目	事業種別	児童発達支援センター (児童福祉施設・中核市 含む)	児童発達支援(センター 除く)	医療型児童 発達支援	放課後等 デイサービス	居宅訪問型 児童発達支 援	保育所等 訪問支援	合 計
		対象数	12	60	-	176	2	15
実施数	1	8	-	28	0	1	38	
実施率(%)	8.3	13.3	-	15.9	0.0	6.7	14.3	
文書指摘事業所数	0	5	-	17	0	0	22	
人員基準	0	2	0	11	0	0	13	
1事業所当たり	-	0.3	-	0.4	-	-	0.3	
設備基準	0	0	0	0	0	0	0	
1事業所当たり	-	-	-	-	-	-	0.0	
職員処遇	0	0	0	0	0	0	0	
1事業所当たり	-	-	-	-	-	-	0.0	
防災対策	0	0	0	0	0	0	0	
1事業所当たり	-	-	-	-	-	-	0.0	
運営基準	0	2	0	3	0	0	5	
1事業所当たり	-	0.3	-	0.1	-	-	0.1	
給付費・加算等	0	14	0	31	0	0	45	
1事業所当たり	-	1.8	-	1.1	-	-	1	
届出	0	0	0	0	0	0	0	
1事業所当たり	-	-	-	-	-	-	0.0	
その他	0	0	0	0	0	0	0	
1事業所当たり	-	-	-	-	-	-	0.0	
合 計	0	18	0	45	0	0	63	
1事業所当たり	0.0	2.3	-	1.6	0.0	0.0	1.7	

注1) 対象数は、前年度末の対象数です。

注2) 表中の斜線部は指導検査の対象外の項目です。

## 4-2 文書指摘の内訳

### (1) 社会福祉法人

対象法人数	84	
実施法人数	13	
実施率(%)	15.5	
文書指摘法人数	10	
項目	指摘内容	指摘件数
組織運営	理事会の議事録の記録及び保存が不適切	1
	役員の選任手続きが不適切	2
	理事会の要議決事項に係る審議が未実施	4
	理事会で特定の理事(監事)が欠席	2
	その他	1
管理	決算関係書類が不適切	8
	経理事務処理が不十分	1
合計		19

### (2) 社会福祉施設

対象施設数	57	
実施施設数	7	
実施率(%)	12.3	
文書指摘施設数	1	
項目	指摘内容	指摘件数
人員基準	配置基準職員の不足(軽費)	2
合計		2

### (3) 介護保険施設

対象施設数	170	
実施施設数	17	
実施率(%)	10.0	
文書指摘施設数	6	
項目	指摘内容	指摘件数
人員基準	施設長に勤務実態がない(特養)	1
職員処遇	健康診断の回数不足(特養)	1
防災対策	防災訓練未実施・回数不足(特養、老健)	2
運営基準	入退所の検討の不備(特養)	2
	事故発生時の対応が不適切(特養、老健)	2
	サービス計画の作成が不適切(特養)	1
合計		9

### (4) 障害児(者)福祉施設

対象施設数	41	
実施施設数	3	
実施率(%)	7.3	
文書指摘施設数	0	
項目	指摘内容	指摘件数
運営基準	避難及び消火訓練の実施(医療型障害児入所)	0
給付費・加算等	各種加算の算定が不適切(栄養士配置加算)(福祉型障害児入所)	0
合計		0

(5) 介護保険（介護予防）居宅サービス事業所等  
ア 居宅サービス事業所

項目	指摘内容	居宅サービスの種別・指摘件数												合計
		訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハ	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハ	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	
	実地指導対象事業所数	333	19	295	101	1,348	440	120	11	72	47	74	71	3,080
	実地指導実施事業所数	23	0	1	1	0	13	4	11	4	0	1	1	59
	実施率(%)	6.9	0.0	0.3	1.0	0.0	3.0	3.3	6.9	5.6	0.0	1.4	1.4	1.9
	文書指摘事業所数	15	0	1	0	0	8	1	1	1	0	1	1	29
人員基準	配置基準職員の不足	2	0	1	0	0	2	0	0	0	0	2	2	9
	サービス提供責任者・生活相談員													0
	看護職員			1										1
	訪問介護員・介護職員	2					1							3
	管理者						1					1	1	3
	常勤の生活相談員又は介護職員なし													0
	機能訓練指導員													0
	その他（栄養士・福祉用具専門相談員等）											1	1	2
	勤務表が未作成又は不十分						1							1
	雇用契約が不明確	1												1
小計		3	0	1	0	0	3	0	0	0	2	2	11	
設備基準	設備の目的外使用等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防災対策	防災訓練未実施等	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
運営基準	計画の作成が不適切	13	0	1	0	0	6	0	0	0	0	2	0	22
	計画の作成なし・大幅な遅れ											1		1
	居宅サービス計画に沿った計画でない	5												5
	利用者・家族への説明・同意・交付なし	2					2							4
	アセスメントが未実施	2					1							1
	モニタリングが未実施	2												2
	計画の内容が不適切・不十分	2					2							4
	必要な計画変更が行われていない	2					1					1		4
	介護支援専門員に未交付													0
	主治の医師の文書での指示なし			1										1
	その他													0
	重要事項説明書の記載、交付等に不備	1												1
	居宅サービス計画に沿った提供に不備													0
	サービスの提供内容、記録が不適切											1	1	2
	身体拘束の取扱いが不適切													0
	身体拘束適正化指針が未整備													0
	運営規程の不備										1			1
	利用定員の超過													0
	掲示なし又は不適切													0
	個人情報を用いる場合の同意なし・従業者の秘密保持に係る措置の不足	7					1	1	1					10
居宅介護支援事業所との連携が不十分	1										1	1	3	
事故発生時の対応が不適切													0	
職員資質向上のための研修受講機会の未確保													0	
福祉用具の機能、安全性等に関する点検結果の記録が不適切													0	
その他（基本取扱方針違反等）													0	
小計		22	0	1	0	0	7	1	1	1	0	4	2	39
給付費・加算等	各種加算の算定が不適切	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	0	0	6
	初回加算													0
	中重度者ケア体制加算													0
	個別機能訓練加算（Ⅰ）													0
	個別機能訓練加算（Ⅱ）						2							2
	個別機能訓練加算													0
	認知症加算						1							1
	口腔機能向上加算													0
	理学療法士等体制強化加算													0
	リハビリテーション提供体制加算													0
	短期集中リハビリテーション実施加算													0
	重度療養管理加算													0
	サービス提供体制強化加算													0
	入浴介助加算						2							2
	夜間早朝深夜加算													0
	緊急時訪問看護加算			1										1
	その他（看護体制加算・夜勤職員配置加算等）													0
基本単位の算定が不適切	1												1	
2時間以上3時間未満の通所介護の算定が不適切													0	
人員欠如減算													0	
定員超過減算													0	
サービスの提供の記録なく請求													0	
同一建物に居住する利用者に対する減算													0	
利用料等の受領・徴収が不適切													0	
小計		1	0	1	0	0	5	0	0	0	0	0	7	
届出	各種変更の届出なし又は遅延	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		26	0	3	0	0	16	1	1	1	0	6	4	58

イ 介護予防サービス事業所

項目	指摘内容	介護予防サービスの種別・指摘件数											計	
		訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハ	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハ	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設	福祉用具貸与		特定福祉用具販売
	実地指導対象事業所数		15	285	100	1,331		120	154	70	46	74	71	2,266
	実地指導実施事業所数		0	1	1	0		4	10	4	0	1	1	22
	実施率(%)		0.0	0.4	1.0	0.0		3.3	6.5	5.7	0.0	1.4	1.4	1.0
	文書指摘事業所数		0	1	0	0		1	1	1	0	1	1	6
人員基準	配置基準職員の不足	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	5
	サービス提供責任者・生活相談員													0
	看護職員			1	0									1
	訪問介護員・介護職員													0
	管理者											1	1	2
	機能訓練指導員													0
	その他(栄養士・福祉用具専門相談員等)											1	1	2
	勤務表が未作成又は不十分													
雇用契約が不明確														0
	小 計	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	5
設備基準	設備の目的外使用等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運営基準	計画の作成が不適切	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3
	計画の作成なし・大幅な遅れ											1		1
	介護予防サービス計画に沿った計画でない													0
	利用者・家族への説明・同意、交付なし													0
	モニタリングが未実施													0
	サービス提供責任者が作成していない													0
	介護予防支援事業者への報告がされていない													0
	計画の内容が不適切・不十分													0
	必要な計画変更が行われていない											1		1
	実施状況の把握や計画の変更が不適切													0
	主治の医師の文書での指示なし			1										1
	その他													0
	介護予防サービス計画の変更の援助が不十分													0
	重要事項説明書の記載、交付等に不備													0
	介護予防サービス計画に沿った提供に不備											1	1	2
	サービスの提供内容、記録が不十分													0
	身体拘束の取扱いが不適切													0
	身体拘束適正化指針が未整備													0
	運営規程の不備										1			1
	利用定員の超過													0
	掲示なし又は不適切													0
	個人情報を用いる場合の同意なし・従業者の秘密保持に係る措置の不足								1	1				2
	居宅介護支援事業所との連携が不十分											1	1	2
事故発生時の対応が不適切													0	
職員資質向上のための研修受講機会の未確保													0	
福祉用具の機能、安全性等に関する点検結果の記録が不適切													0	
その他(勤務表の記載に不備・記録の保存の不備等)													0	
	小 計	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0	4	2	10
給付費・加算等	各種加算の算定が不適切	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	初回加算													0
	生活機能向上グループ活動加算													0
	運動器機能向上加算													0
	口腔機能向上加算													0
	送迎加算													0
	個別機能訓練加算													0
	サービス提供体制強化加算													0
	その他(看護体制加算・夜勤職員配置加算等)													0
	基本単位の算定が不適切													0
人員欠如減算													0	
利用料等の徴収・受領が不適切													0	
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
届出	各種変更の届出なし又は遅延	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合 計	0	0	2	0	0	0	1	1	1	0	6	4	15

(6) 障害福祉サービス事業所等

項目	指摘内容	障害福祉サービスの種別・指摘件数																	
		居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	地域移行支援	地域定着支援	合計
	実地指導対象事業所数	140	132	53	10	3	121	63	2	9	21	32	113	7	5	106	33	28	878
	実地指導実施事業所数	0	0	0	0	1	5	3	0	0	1	2	10	0	0	5	0	0	27
	実施率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	4.1	4.8	0.0	0.0	4.8	6.3	8.8	0.0	0.0	4.7	0.0	0.0	3.1
	文書指摘事業所数	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	1	10	0	0	4	0	0	20
第1	基本方針・一般原則	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2	人員に関する基準	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2	0	0	5
1	従業者の員数(生活支援員、看護職員等)の不足												1			1			2
2	サービス提供(児童発達支援管理)責任者の不足												2			1			3
3	管理者の不足																		0
4	職務の専従																		0
第3	設備に関する基準	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第4	運営に関する基準	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	12	0	0	4	0	0	18
1	内容及び手続の説明及び同意がされていない																		0
2	契約支給量(契約内容)の報告等がされていない																		0
3	提供拒否の禁止																		0
4	連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整																		0
5	サービス提供困難時の対応																		0
6	入退所(居)の記録の記載等の不備																		0
7	利用者負担額等の受領が不適切																		0
8	給付費等の額に係る通知等がされていない																		0
9	計画の作成(書類の交付)の不備						1						1			2			4
10	サービス提供(児童発達支援管理)責任者の責務遂行が不十分																		0
11	管理者の責務(管理者による管理等)遂行が不十分																		0
12	工賃の支払いが不適切												7						7

項目	指摘内容	障害福祉サービスの種別・指摘件数																	
		居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	地域移行支援	地域定着支援	合計
13	実習の実施が不十分																		0
14	職場への定着のための支援が不十分																		0
15	利用者及び従業者以外の者の雇用																		0
16	食事の提供に関する不備																		0
17	運営規程の整備が不適切															1			1
18	勤務体制の確保等が不十分											1				1			2
19	定員の遵守が不適切																		0
20	非常災害対策が不十分																		0
21	掲示の不備																		0
22	秘密保持等が不適切																		0
23	苦情解決が不十分																		0
24	事故発生時の対応が不十分																		0
25	会計の区分が不適切																		0
26	身体拘束等の禁止への取り組みが不十分					1													1
27	記録の整備が不十分											1							1
28	その他( )											2							2
第5	多機能型(一体型)に関する特例の取扱いが不適切	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第6	変更の届出等が不適切	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第7	給付費の算定及び取扱い	0	0	0	0	0	5	1	0	0	0	1	8	0	0	1	0	0	16
1	基本事項											1							1
2	サービス費・自立支援給付費の取扱いが不適切					3						4							7
3	各種加算の取扱いが不適切					2	1					4				1			8
第8	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3
	合計	0	0	0	0	0	7	1	0	0	0	1	26	0	0	7	0	0	42



(7) 障害児通所支援事業所

項目	指摘内容	障害児通所支援の種別・指摘件数						合計
		児童発達支援センター(児童福祉施設・中核市含む)	児童発達支援(センター除く)	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援	
	実地指導対象事業所数	12	60	-	176	2	15	265
	実地指導実施事業所数	1	8	-	28	0	1	38
	実施率(%)	8.3	13.3	-	15.9	0.0	6.7	14.3
	文書指摘事業所数	0	5	-	17	0	0	22
第1	基本方針・一般原則	0	0	0	0	0	0	0
第2	人員に関する基準	0	2	0	11	0	0	13
1	従業者の員数(生活支援員、看護職員等)の不足		2		8			10
2	児童発達支援管理責任者の不足				2			2
3	管理者の不足				1			1
第3	設備に関する基準	0	0	0	0	0	0	0
第4	運営に関する基準	0	2	0	3	0	0	5
1	内容及び手続の説明及び同意がされていない							0
2	契約支給量(契約内容)の報告等がされていない							0
3	受給資格の確認がされていない							0
4	サービスの提供の記録の不備							0
5	指定事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等							0
6	利用者負担額等の受領が不適切							0
7	給付費等の額に係る通知等がされていない		1					1
8	取扱方針							0
9	計画の作成(書類の交付)の不備				1			1
10	管理者の責務(管理者による管理等)遂行が不十分				1			1
11	児童発達支援管理責任者の責務不適切							0
12	健康管理の不備							0
13	運営規程の不備							0
14	勤務体制の確保等が不十分		1		1			2
15	非常災害対策が不十分							0
16	掲示の不備							0
17	秘密保持等が不適切							0
18	事故発生時の対応が不十分							0
19	会計の区分が不適切							0
20	記録の整備が不十分							0
21	身体拘束等の禁止への取り組みが不十分							0
22	虐待の禁止への取り組みが不十分							0
23	その他(利用料の取扱いが不適切)							0
第5	多機能型(一体型)に関する特例の取扱いが不適切	0	0	0	0	0	0	0
第6	変更の届出等が不適切	0	0	0	0	0	0	0
第7	給付費の算定及び取扱い	0	14	0	31	0	0	45
1	基本事項				0	0		0
2	サービス費・自立支援給付費の取扱いが不適切		3		8			11
3	各種加算の取扱いが不適切		11		23			34
第8	その他	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	18	0	45	0	0	63

## 5 特別監査等の実施状況

介護保険サービス及び障害福祉サービスの利用者や家族、従業員などからの苦情や通報を受け、または実地指導の際に不正や著しい基準違反の疑いが認められた場合等に機動的に監査を実施している。

令和4年度は、13事業所の監査を実施し、3事業所に対して行政処分(指定取消、指定の全部の効力の停止(3月)、指定の一部の効力の停止(3月))、2事業所に対し改善勧告を行っている。

区 分	実施事業所数	監査終了	行政処分	勧告		文書指摘		その他	翌年度継続数
				事業所	件数	事業所	件数		
社会福祉施設等	1	1	0	0	0	1	4	0	0
介護保険居宅サービス事業所等	8	4	3	0	0	0	0	1	4
居宅サービス事業所	8	4	3	0	0	0	0	1	4
訪問介護事業所	5	2	1					1	3
通所介護事業所	3	2	2						1
障害福祉サービス事業所等	4	3	0	2	20	1	1	0	1
障害者支援施設	2	2	0	2	20	0	0	0	0
障害福祉サービス事業所	2	1	0	0	0	1	1	0	1
居宅介護	1	1				1	1		0
共同生活援助	1								1
障害児通所支援事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	13	8	3	2	20	2	5	1	5

注)その他は行政処分・勧告・文書指摘がなかったものです

## 6 業務管理体制

### 業務管理体制一般検査実施状況(事業者数)

		介護保険サービス事業者			障害福祉サービス事業者			
		実地	書面	合計	実地	書面	出頭	合計
R 4 年 度	指摘無し	0	76	76	0	14	0	14
	口頭指導	0	39	39	0	5	0	5
	文書指導	0	102	102	0	84	0	84
	改善勧告	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	217	217	0	103	0	103

### 業務管理体制特別検査実施状況(事業者数)

		介護保険サービス事業者			障害福祉サービス事業者		
		実地	出頭	合計	実地	出頭	合計
R 4 年 度	改善勧告	0	2	2	1	0	1
	勧告なし(取消)	0	0	0	0	0	0
	文書指導	0	0	0	0	0	0
	合計	0	2	2	1	0	1

## 7 集団指導

### ○社会福祉法人

名称	開催日	開催方法	対象者	視聴者		内容
				法人数	視聴者数	
該当なし						
計				0	0	

### ○介護保険施設等

名称	開催日	開催方法	対象者	対象事業所数	参加事業所数	内容
介護保険新規指定事業者説明会	令和4年10月18日	TeamsによるWEB形式	施設長、管理者、実務担当者	23	23	<全体会> ・介護保険法関係法令について ・指定後の手続きについて  <分科会> ●訪問介護 ●通所介護 ●居宅介護支援 ・運営上の留意点(報酬改定含む) ・運営指導を通じての留意点 ほか
計				23	23	

### ○障害福祉施設等

名称	開催日	開催方法	対象者	対象事業所数	視聴事業所数	内容
障害者入所・通所事業所等に係る説明会	令和4年6月29日～7月29日	ホームページに資料掲載及び電子申請システムでのアンケート	施設長、管理者、実務担当者	238	166	・運営上の留意点(報酬改定含む) ・実地指導を通じての留意点 ・処分事例について ・障害者虐待防止 ・災害(BCP)について
相談支援事業所等に係る説明会	令和4年8月1日～8月31日	ホームページに資料掲載及び電子申請システムでのアンケート	管理者、実務担当者	34	30	・運営上の留意点(報酬改定含む) ・実地指導を通じての留意点 ・処分事例について ・障害者虐待防止 ・災害(BCP)について
就労支援事業所に係る説明会	令和4年9月26日～10月31日	ホームページに資料掲載及び電子申請システムでのアンケート	管理者、実務担当者	176	159	・運営上の留意点(報酬改定含む) ・実地指導を通じての留意点 ・処分事例について ・障害者虐待防止 ・災害(BCP)について ・就労支援会計について
障害児通所支援事業所に係る説明会	令和4年11月28日～12月28日	ホームページに資料掲載及び電子申請システムでのアンケート	管理者、実務担当者	293	242	・運営上の留意点(報酬改定含む) ・実地指導を通じての留意点 ・処分事例について ・障害者虐待防止 ・災害(BCP)について
障害児入所施設に係る説明会	令和5年2月13日～3月13日	ホームページに資料掲載及び電子申請システムでのアンケート	管理者、実務担当者	9	9	
計				750	606	

## Ⅱ 医療機関への立入検査

### 1 立入検査の概要

県では、医療法第25条第1項の規定に基づき、病院等を対象に立入検査を行いました。

#### (1) 立入検査の対象

県所管（中核市（前橋市保健所及び高崎市保健所）管内を除く）の病院及び有床診療所

- ・ 県所管の病院（令和4年4月1日現在 82病院）。
- ・ 県所管の有床診療所（原則5年に1回）（令和4年4月1日現在 34診療所）

#### (2) 立入検査の実施機関

病院については監査指導課及び各保健福祉事務所の専門職（医師、臨床検査技師、薬剤師、診療放射線技師及び栄養士）が実施し、有床診療所については、監査指導課が実施します。

#### (3) 立入検査に基づく改善指導

立入検査の結果については、軽微な内容は口頭により、注意・要望事項や不適合事項など重要な内容は文書により改善指導を行います。不適合事項については、改善状況の報告を求めています。

#### (4) 所管課との連携

病院等の所管課である医務課や感染症・がん疾病対策課、薬務課、長寿社会づくり推進課とは、立入検査に際し情報の共有・交換を行い、所管課としての指導との整合を図っています。

### 2 病院の立入検査の実施状況・結果

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、県が所管する全82病院のうち12病院に対し立入検査を実施しました。

（対象病院における新型コロナウイルス感染症の影響などを十分に確認した上で実施しました。）

不適合事項として改善を求める文書指摘を行ったのは4病院、のべ8件で、多かった内容は、「歯科医師数が標準数を充足していない」、「医療事故発生時の対応に関する体制整備が不十分」というものでした。

◎不適合事項の内容

立入検査対象病院数（令和4年4月1日現在）		82	
立入検査実施病院数		12	
実施率（%）		14.6	
不適合事項のあった病院数		4	
項目	内容	件数	
従事者	歯科医師数	歯科医師の標準数を充足していない	2
管理	医療安全体制	インシデント・アクシデント報告がレベル別、職種別に整理されていない	1
		医療事故発生時の対応に関する体制整備が不十分	2
	医薬品管理	劇薬と普通薬が混置されていた	1
		医薬品の安全使用のための研修会を開催していない	1
	放射線部門	医療放射線安全管理責任者が職あてで実態がない	1
計		8	

注）1つの病院が複数の指摘を受けている場合があります。

3 診療所の立入検査の実施状況・結果

県が所管する有床診療所（前橋市保健所及び高崎市保健所管内は除く）は34診療所です。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、計画数を未定として、感染状況の推移を注視していましたが、医療機関の負担が大きいと判断し、立入検査の実施をすべて令和5年度に延期しました。

◎不適合事項の内容

立入検査対象診療所数（令和4年4月1日現在）		34
立入検査実施診療所数		0
実施率（%）		0.0
不適合事項のあった診療所数		0